

函館市歴史的風致維持向上計画協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する協議会として、函館市歴史的風致維持向上計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画の作成および変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第5条第8項の認定を受けた歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) その他、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法第11条第2項に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 協議会に、会長および副会長1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱または任

命後の最初の協議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議は、書面またはウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像および音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催（一部委員がウェブ会議の方法により参加する場合を含む。）することができる。この場合において、当該委員は会議に出席したものとみなす。
- 5 協議会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 会長は、協議会に関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。
- 7 会議に出席した委員に対しては、謝礼として1日5,000円を支給する。ただし、委員が謝礼の受取を辞退した場合、その他委員会が認めた場合には、謝礼を支給しないこととする。

（会議の公開）

第7条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適切でないと認めるときは、これを公開しないことができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、都市建設部まちづくり景観課において処理する。

（補足）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月17日から施行する。